平成２８年（フ）第４９０号
千葉県松戸市岩瀬607番地の２
債務者　鷲尾　圭吾
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４４号
千葉県流山市西初石４丁目110番地の２　山崎荘103
債務者　中村　　宏
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４５号
千葉県流山市西初石４丁目110番地の２　山崎荘103
債務者　中村　利子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８９号
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟612号
債務者　川田美智子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７９９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目24番25号（104）
債務者　松原真智子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８号
千葉県野田市光葉町３丁目26番地の13　シルバーコート花りん
債務者　関澤　國男
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２号
兵庫県たつの市龍野町日飼300番地１　レオパレスボナール101、従前の住所兵庫県たつの市揖保川町養久127番地48
債務者　小山ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４９号
山口県岩国市麻里布町６丁目８番25号
債務者　村上　祐一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第５０号
山口県熊毛郡上関町大字長島12番地22
債務者　吉田　幹江
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２号
佐賀県唐津市鎮西町馬渡島2359番地111
債務者　牧野　達也
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第６８２号
神戸市兵庫区上三条町４－９ルシエール平野Ｃ棟101号、住民票上の住所神戸市兵庫区熊野町５丁目10番23号
債務者　古賀　優馬
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地60棟905号
債務者　門田　憲真
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７号
神戸市長田区久保町９丁目８番２号
債務者　橋本　　豊
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６号
神戸市灘区大石東町４丁目１番７号大石サンシャイン２Ｂ
債務者　三池　英司
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１号
神戸市灘区大石東町６丁目３番２－309号
債務者　小野　健司
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
沖縄県浦添市内間４丁目20番29－103号　東江荘
債務者　江口　五松
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０号
北海道旭川市金星町１丁目１番65号　市立旭川病院
債務者　井内由樹子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
旭川地方裁判所民事部